おねがい

○登降園について

・当園に駐車スペースはございません。自転車 または徒歩での送迎をお願いします。

○健康管理について

- ・お子さんの体調がすぐれない時、予防接種当日、 下痢・嘔吐がある場合、感染症にかかった場合は お預かり出来ません。感染症にかかった場合、 登園には医師の意見書提出が必要です。
- ・原則として、与薬の代行をしておりません。

〇アレルギー対応について

・乳・卵・乳製品・小麦・そば・ナッツ類について は除去または代替え対応をしております。

○臨時休園について

- •災害時の臨時休園などの連絡は HP でお知らせします。電話がつながりにくくなる可能性もありますので、各自確認をお願いします。
- ・保育中に災害発生の場合は、HP でお知らせ致しますので、各自確認し、速やかにお迎えをお願いします。

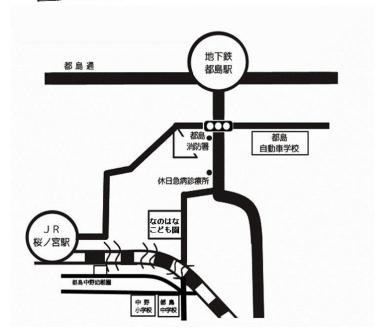




こども園園舎

幼い子どもたちにとって、新しい環境で過ごすことは不安でもあります。ご家庭と園とが協力し合う関係を作ることで、園で過ごす時間を安心で楽しいものにしていきたいと思っています。お子さんを預ける上で、不安なこと、気になることがありましたら何でもご相談ください。

地図



一時保育

どんぐりクラスのご 案 内



社会福祉法人尚和会

なのはなこども園

06-6921-6818 http://nanohana-hoiku.or.jp 〒534-0023 大阪市都島区都島南通 1—9—1

お仕事や様々な理由で 保育できない時に、ご利用ください。

一時保育は、市内に在住している方を対象に、一時的にお子 さまの保育が必要な時にお預かりする制度です。

保護者の就労や就学、傷病、災害、事故、出産、看護または 介護、冠婚葬祭のほか、保護者の心理的・肉体的負担を軽減 するため等、目的に合わせてご利用頂けます。

対象児童

6ヶ月~就学前の児童(大阪市在住)

※保育施設に在園中の方は、原則としてご利用できません。 ※発熱や感染症の疑いがある場合はご利用できません。



おおむね12名



保育日·時間

月曜日~金曜日 9時~17時

※土曜・日曜・祝日・年末年始・夏期協力日・新年度準備日他、園の定める日はお休みです。

利用の上限

调1~3 回程度

※緊急時などはこの限りではありません。 ご相談ください。



一日の流れ

- 09:00 順次登園
- 09:40 おやつ(1・2歳児)
- 10:00 あそび (保育室や屋上、遊戯室、園庭など で遊びます)
- 11:15 給食
- 12:00 お昼寝
- 15:00 目覚め・おやつ 自由遊び・順次降原

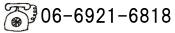


利用までの手続き

利用には、事前登録が必要です。

登録申込みは以下の方法で受付けています。

1. 園にご連絡頂き、書類の受け取り、 面談の予約をお願いします。



- 2. 後日、面談・必要書類の提出 ※母子手帳をご持参ください。
- 3. 登録完了

4. 利用日の予約をする。

- ・保育希望日と時間・利用目的を伝えてください。
- ・会員登録後、前月の第三木曜日(祝日の場合前日)までに 翌月の利用希望日をお知らせください。利用日を調整しま すので、翌週明けに園までご連絡ください。ご利用可能日 をお知らせします。
- ・利用者多数の場合、ご利用できない場合もあります。 ご了承ください。
- ・緊急で期日を過ぎてからご利用を希望される場合、定員の 空きがあれば<u>当日受付けます</u>が、給食提供ができない 場合があります。お弁当をご持参ください。
- ・利用3日前以降のキャンセルは、実費給食代350円が かかります。
- ・当日の欠席は9時20分までに必ずご連絡ください。
- ・出来るだけ多くの方にご利用して頂けるようキャセルされる 場合は、早めのご連絡にご協力お願いします。

保育料金について

利用料	給食費 (おやつ代含む)	教材·衛生 費
¥2, 700	¥350	¥250
¥2, 000		
¥1, 200		
¥1, 300		
¥1, 000		
¥600		
¥0		
	¥2, 700 ¥2, 000 ¥1, 200 ¥1, 300 ¥1, 000 ¥600	************************************

- ※保険料含みます。
- ※おやつを食べない場合の料金の返金はございません。
- ※4月1日現在の年齢で算定します。

提出書類について

- ①一時預かり保育事業利用申込書
- ②一時保育用 児童家庭調査票
- ③アレルギー調査票
- ④アレルギー指示書(除去食が必要な方)
- ⑤離乳食食材表(離乳食が必要な方)
- ⑥・生活保護世帯の方は、生活保護適用証明書
 - ・前年度市民税非課税世帯・所得税非課税世帯の方は、 市民税・府民税証明書・所得証明書、【母子家庭など または在宅障がい児(者)世帯はこれに加えて、ひとり親 家庭医療証・障がい者手帳の写し、前年度の収入が証 明できるもの(源泉徴収書など)】などを提出してくださ い。(未提出の場合は、利用料を減免・免除出来ません。)





